

平成31年（ワ）第597号 損害賠償請求事件

原告 大野利政、鷹見彰一

被告 国

## 原告ら代理人意見陳述要旨(2)

2022年（令和4）12月1日

原告ら訴訟代理人 弁護士 山田 麻登

1 性的少数者、セクシュアル・マイノリティを表す用語としては、これまで「LGBT」という言葉が多く用いられてきました。しかし、このLGBTという言葉は全ての性的少数者を表すことができていない点で不正確で、適切ではないということも徐々に知られ始めています。

現在では性的少数者に関する概念として、LGBTに代わって「SOGI（ソジ）」、英語のセクシュアル・オリエンテーション・アンド・ジェンダー・アイデンティティの頭文字を取った用語が使われ始めています。日本語に訳すと、「性的指向及び性自認」ということとなります。SOGIは、性的少数者だけでなく、全ての人にかかわる「性のありよう」についての概念です。

例えば、私自身は、性的指向は「ヘテロセクシュアル」、性自認は男性の「シスジェンダー」です。

2 ですが、この「ヘテロセクシュアル・シスジェンダー男性」という概念は未だ社会に浸透しているとは言い難い状況にあります。それはなぜでしょうか。

それは、この社会において、我々ヘテロセクシュアル・シスジェンダー男性は、圧倒的な多数派を占めていて、あえてこれを分類することの必要性がほとんどなかったからです。

多数派に属する人たちは、得てして、自分たちと異なるもの、少数者についての感覚や想像力が鈍感です。

この鈍感さが現れてたのが、本件と同種事案で本年6月に言い渡された大阪地裁の判決ではないでしょうか。大阪地裁は、「差別や偏見の真の意味での解消は、むしろ民主的過程における自由な議論を経た上で制度が構築されることによって実現される」と述べました。

これは、極端な言い換えをすれば、何か言いたければ、政治の世界で多数派を握ってから言え、ということです。この態度は、自分が多数派の側にあって、少数者に対する想像力が貧困であるということの自白です。

「司法は少数者の人権保障の最後の砦」と言われます。

少数者は、立法・行政といった、国民の多数意思を基盤とする政治の分野では、その声を十分に反映させることができません。この状況を放っておいてしまえば、少数者の人権は未来永劫保障されないということになりかねません。そのために、少数者が人権を侵害されているときは、司法が最後の砦として機能して、これを保護しなければならないという考え方です。

そのためには、司法という機能を担う者全てが、少数者の人権についての感覚を鋭敏にし、それが侵害されることについての想像力を十分に働かせることが不可欠です。

- 3 個人的な話を少しします。私自身には、少数派に属している分野があります。それは、婚姻について事実婚を選択し、法律上の婚姻をしていないということです。私たち夫婦は、憲法24条1項「婚姻は、

両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」という条文に基づき、二人の合意だけで婚姻を成立させるということを選択しています。その結果として、私たち夫婦は別姓ですし、私と娘も別姓です。しかし、私たち家族は、一体感を持って結びついていると自負しています。

我々が選んでいる事実婚という結婚のスタイルは、法律婚も選択できる状況で、自ら選び取ったものです。法律婚をするか、事実婚にするか自由に選択できるということの自由があって、自らの選択で少数派に属しています。

ですが、現在の民法・戸籍法の下では、我々夫婦が、たまたま生物学上の性別を異にしていたという偶然によって与えられた選択肢にすぎません。

- 4 本件の原告のお二人には現状この自由な選択は許されていません。多様な結婚のスタイルを実現しようにも、たまたま生物学上の性別が同じだということを理由に、法律婚にするか事実婚にするかの自由が与えられていないこと、これがお二人に対するいわれなき差別でなくてなんでしょうか。

差をつけるべき理由がないことは、さきほどの尋問の内容からも裏づけられました。原告お二人の関係性は、多数者である男女の夫婦と本質において何ら異なることはありません。

本日は、この訴訟の趣旨に賛同する署名をお持ちしました。本訴訟の提訴準備段階から先月までの間に国内外から合計7万7523名の方が、同性どうしでの結婚の実現を求める声を寄せてくれました。本件で原告となったお二人、傍聴席に駆け付けた方々だけでなく、多く

の市民が、司法が少数者の人権保障の役割を果たしてくれるはずと信頼し期待を寄せています。

裁判所におかれては、「少数者の人権保障の最後の砦」として、少数者の人権についての想像を存分に働かせいただき、原告お二人の法律上の婚姻への扉を開く、違憲判決を願って、私の意見陳述といたします。

以上